

～県内初！空家法及び行政代執行法による除却～
空家等対策の推進に関する特別措置法及び行政代執行法に基づく代執行の実施について
平成30年8月28日(火)午前9:00代執行宣言

笠間市では、平成27年5月の「空家等対策の推進に関する特別措置法」(以下空家法)の施行を受け、平成28年度に「笠間市空家等対策計画」を策定し、積極的に空き家問題に取り組んでいます。この度、空家法第2条2項に規定する「特定空家等」の所有者に対し、空家法第14条9項の規定に基づき、行政代執行により倒壊の恐れのある特定空家等の除却を行います。



1 対象となる特定空家

【所在地】笠間市石井1121番地2

2 代執行の内容

居宅部分(88.36㎡)の解体除却及び作業所の侵入防止措置

3 代執行にいたった理由

瓦葺2階建ての基礎、土台、柱の傾斜が著しく、外壁の一部が剥落し、そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となる恐れがある状態に該当するため。また、作業所扉の開放、窓ガラスの破損により、不特定者が容易に進入できる状態で放置されており、適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態及びその他周辺環境の保全を図るため放置することが不適切である状態に該当する。

平成25年度より指導を開始し、条例・法令併せて7回の行政指導と1回の勧告を行ったが改善が見られないため、平成30年5月11日空家法に基づく「命令」の措置を実施、その後6月11日に行政代執行法に基づく「戒告」の措置を実施したが、措置期限(7月11日)までに改善が見られないため、「空家法」及び「行政代執行法」に基づく代執行を実施するもの。

4 代執行日時

平成30年8月28日(火)から9月5日(水)予定

※代執行開始日までに所有者による改善措置が行われた場合中止する場合があります。

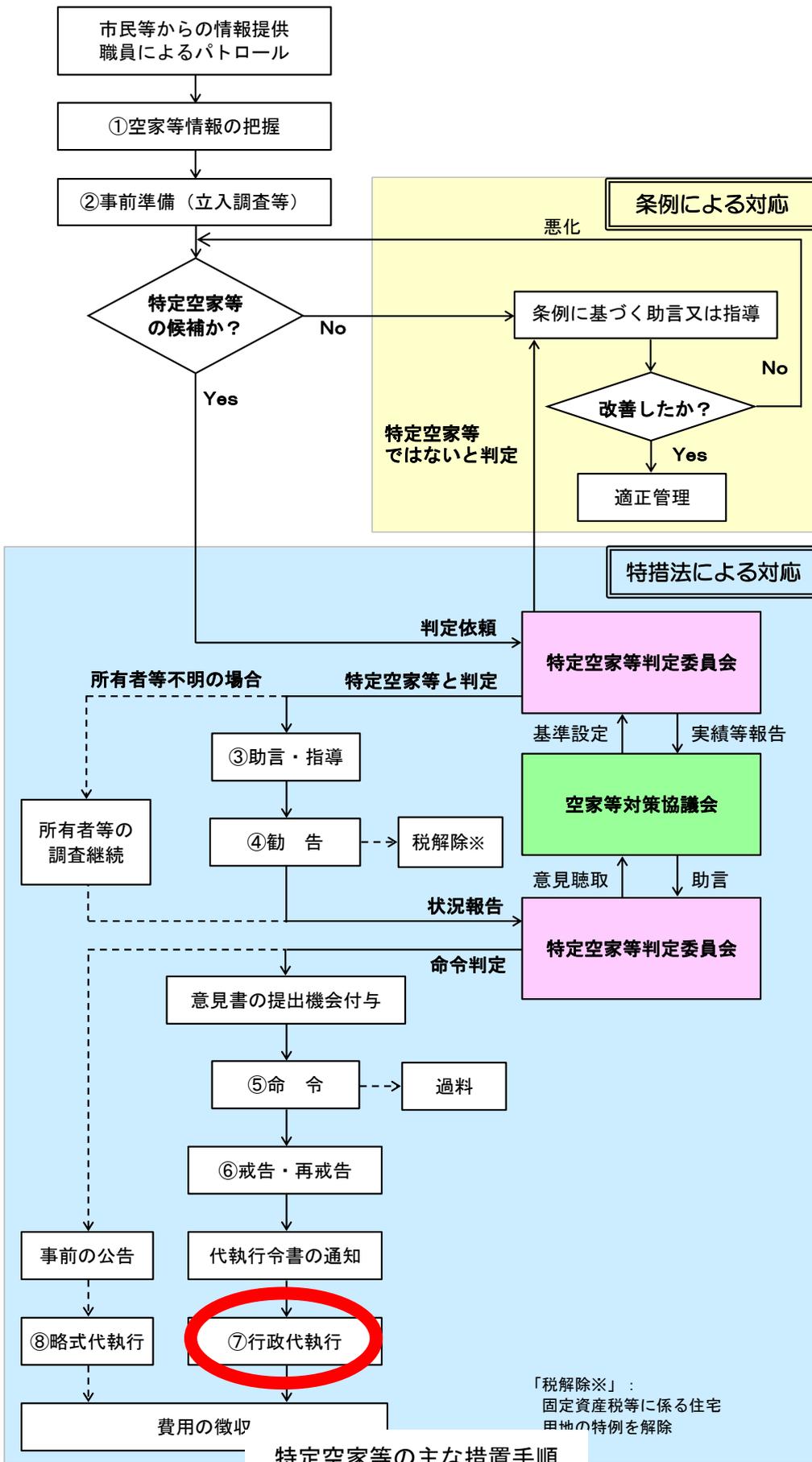
県内他市で所有者不明による空家法のみに基づく「略式代執行」の実績はありますが、所有者(義務者)を特定した、空家法及び行政代執行法に基づく代執行は県内初となります。

※ 交通量の多い道路に接しているため現場取材がある場合には事前にご一報お願いします。

この件に関するお問い合わせ

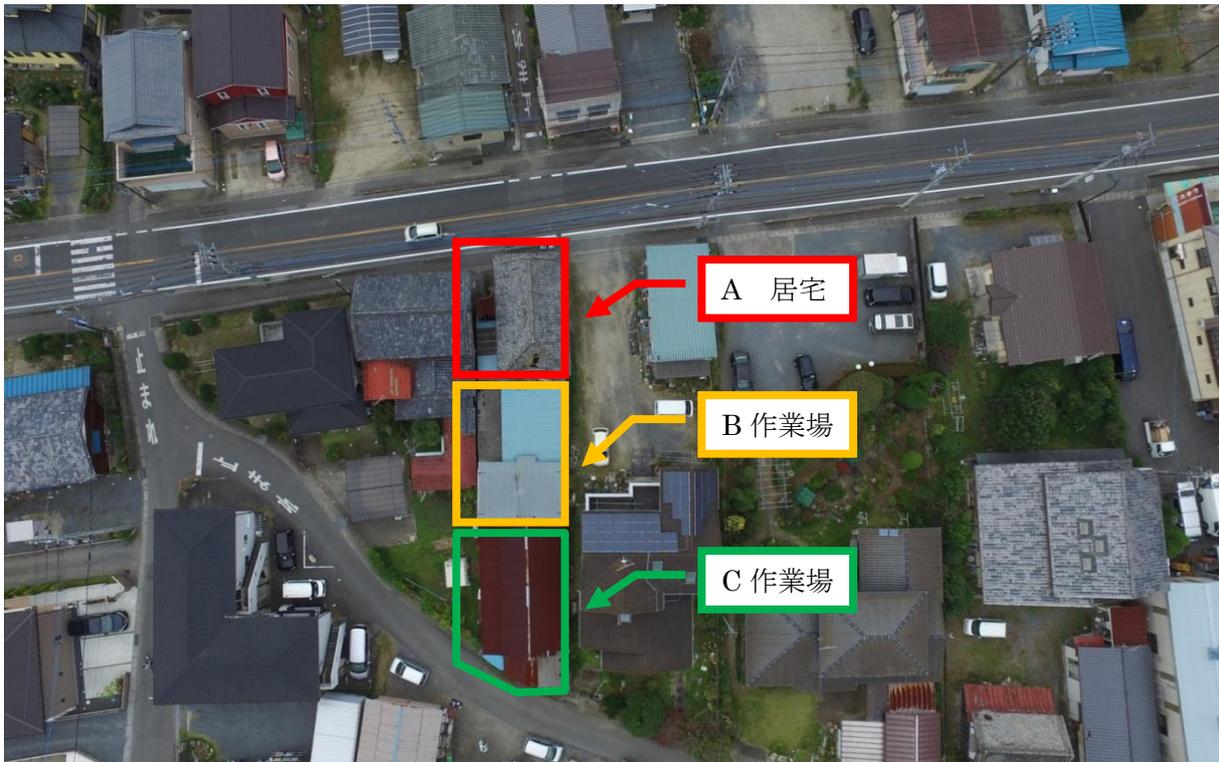
笠間市役所 まちづくり推進課空家政策推進室 担当:磯山

電話番号:0296-77-1101【内線535】 ファックス番号:0296-77-5009 E-mail:akiya@city.kasama.lg.jp



《参考》写真（平成 29 年 10 月 6 日 立入調査実施時）

判定：A 居宅→全壊、B 作業場→半壊、C 作業場→半壊



A 居宅部分